

官報 号外

令和五年六月十六日

○第二百一十一回 参議院会議録第三十三号

令和五年六月十六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十三号

令和五年六月十六日

午前十時開議

第一 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件(衆議院送付)

第三 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(衆議院提出)

第五 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

令和五年六月十六日 参議院会議録第三十三号

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。

日程第一 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長鶴保庸介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君 たいま議題となりました法律案につきまして、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金について、その支給の趣旨に鑑み、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長橋本岳君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果

果、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君 たいま議題となりました外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、令和五年四月

十四日から令和七年四月十三日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めめるものであります。

委員会におきましては、対北朝鮮制裁措置の意義及び効果、拉致問題、ミサイル問題等の北朝鮮をめぐる諸懸案への今後の政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すること

に決しました。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 日程第三 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長酒井庸行君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

令和五年六月十六日 参議院会議録第三十三号

〔酒井庸行君登壇、拍手〕

○酒井庸行君 たいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和五年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、福島県に委員を派遣し、地方公聴会を実施したほか、岸田内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行いました。

また、三度にわたり外交防衛委員会との連合審査会を行い、連合審査会においても参考人から意見を聴取するなど、幅広い審査を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、防衛力の抜本的強化が必要な理由、今後五年間の防衛力整備の水準の妥当性、歳出改革の具体的な内容及び今後の見通し、決算剰余金を安定財源とみなすことの是非、更なる税外収入確保のための方策、復興特別所得税の課税期間延長等について国民の理解を得る必要性、防衛装備品に係る予算査定の内方等であり、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して柴慎一委員、日本維新の会を代表して梅村聡委員、国民民主党・新緑風会を代表して大塚耕平委員、日本共産党を代表して井上哲士委員、各派に属しない議員の神谷宗幣委員及び堂込麻紀子委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数を

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 本案に対し、討論の通告がございませぬ。順次発言を許します。柴慎一君。

〔柴慎一君登壇、拍手〕

○柴慎一君 立憲民主・社民の柴です。柴慎一です。

私は、会派を代表して、議題である我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案について、反対の立場から討論いたします。

本法案に反対する理由の第一は、財源論の前提となる今後五年間で総額四十三兆円、GDP比で二%に引き上げるとする防衛費の増額が身の丈に合わない過大なものと考えるからであります。

政府は、現実的なシミュレーションを通じて予算を積み上げた結果この額になったと主張しますが、そのシミュレーションが具体的にどういったものなのか、委員会質疑で何度問うても、ついに詳細を明らかにすることはありませんでした。

法案の了承を求めるとは政府の側です。予算総額の算定根拠を具体的に示さず、ただ額面だけ認めると言われても、賛成できるはずがありません。

幾ら安全保障には機密性が重要だとしても、これでは国権の最高機関である国会軽視と言わざるを得ず、国民への説明責任を果たそうとする姿勢も見られません。国会において真に必要な防衛力に関する深い議論ができないならば、そのための財源論の議論など深めることができるはずありません。

本法案は、防衛財源のうち税外収入一・五兆円

を確保するものですが、令和五年度予算において本法案で措置する以外の税外収入三・一兆円が繰り入れられており、今年度の防衛予算の執行に何も問題がないことが既に証明されています。進行年度である令和五年度の外為特会の剰余金を本法案によつて先取りする必要も全くありません。

つまり、本法案は廃案にしても何も問題は生じないのです。

防衛予算を総額ありきで議論を進めた結果、政府が苦し紛れに提出した財源案には、当然ながら幾つもの綻びが生じています。

政府は、税外収入、決算剰余金、歳出改革、そして税制措置、増税という四つの財源を全て防衛費増額のために投入するつもりですが、まず、何よりもその額の見積りが余りにも甘いことを指摘しなければなりません。

委員会質疑でも再三指摘されたように、決算剰余金は直近十年間の平均から毎年〇・七兆円、七千億円ほど生み出せると政府は想定しますが、コロナ禍で膨らんだ令和二年度の決算剰余金の異常値を含んだ平均値を安定財源だという政府の主張に全く説得力はありません。

また、政府は、防衛費の増額分の財源に赤字国債は用いないと強弁しますが、通例、決算剰余金は補正予算の財源として利用されており、決算剰余金を防衛費の財源にするとすれば、補正予算を組むときに結果として赤字国債を発行せざるを得なくなるのです。

防衛財源には事実上国債が使用されるのです。加えて、決算剰余金の元となる予算には国債が含まれており、赤字国債の増加は避けられず、政府は、歳出削減ではなく、物価の上

昇等で見込まれる予算の伸びを防衛費に振り替えているだけで、実際に何かの歳出を削つて防衛費を捻出しているわけではありません。

来年度以降、いかなる歳出改革を行い財源を確保するのか、全く見通しが付いていない中で、五年間で総額三兆円余りの金額を見込むのは、財源論として余りに無責任です。

東日本大震災の復興財源フレームは、歳出削減についても具体的な予算項目を挙げて計上して見習い、現政府は法案を出し直すべきです。

そして、何より税制措置、増税については、復興特別所得税のスキームを流用し、実質的な増税なのに、あたかも負担が増えないと見せかける悪質極まりない措置です。これは、被災地の方々のみならず、税を通じて被災地の復興を支援しようとしてきた全ての納税者に対する裏切りにほかなりません。

福島での地方公聴会では、復興財源に影響がないことを理解された上で、苦しく複雑な思いを聞かせていただきました。被災地、被災者の皆様にそんな思いをさせてしまつていてることを政府はどう認識しているのでしょうか。

また、たばこ増税は、取りやすいところから取つていただけで、それがなぜ防衛費に回されるのか、何の理屈もありません。目的税としての税の理論は完全に崩壊しています。

加えて、さきに明らかになった骨太の方針原案には、税外収入の上積みやその他の追加収入を含めた取組状況を踏まえ、増税時期を柔軟に判断するとされるとともに、新型コロナナウウイルスで膨張した歳出の構造を平時に戻していくとの方針が示され、決算剰余金の見積額が確保できないことが

容易に想定できません。法案の審議をしている最中にその議論の土台となる政府の方針がぐらぐらと揺らいでいるのです。それらの検討を踏まえて、法案を出し直すべきです。

総額ありきの防衛費増額のためにあらゆる財源をそこに投入するとなれば、結果としてほかの政策を実行する財源確保に大きな、重大な影響が生じます。

最も象徴的に表れているのが、さきに決定されたことも未来戦略方針での財源です。政府は、少子化対策の具体的な財源を示すことができず事実上先送りしたのみならず、当面の財源をつなぎ国債の発行を通じて賄うことを示唆しています。

防衛費増税のしわ寄せが、これこそまさに有事とも言うべき少子化対策のための財源確保に深刻な悪影響を及ぼしていると言わざるを得ません。

結局、防衛費の世界だけ国債に頼らないと言つて財源が確保できたように装つても、財政全体で見れば国債発行に歯止めは掛からず、我が国の財政余力は確実に損なわれていくのです。

財政余力の毀損は、安全保障上の有事となれば事態は深刻です。財務省自身も、有事の際の資源や防衛装備品確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信認を維持し、必要な資源を調達する財政余力の重要性を認識しているとのことですが、実際にやっていることは真逆です。

防衛力確保と少子化対策は、与野党の別なく、どちらも我が国にとって極めて重要な政策課題です。財政余力を確保しつつ、どちらの課題にも的確に対応していくためには、防衛費と少子化対策の予算規模と財源を一体的に検討することが必要です。

立憲民主党は、現下の安全保障環境の変化に基づく問題意識から、真に必要な予算を積み上げた結果として防衛費の一定の増額につながっても理解できるとしてきました。しかし、五年間で四十三兆円という巨額の防衛費増額は、身の丈に合わない過大な防衛費と言わざるを得ません。

また、政府・与党が容認したスタンドオフ防衛能力等による反撃能力、他国領域へのミサイル打撃力の保有については、専守防衛を逸脱する可能性があり、防衛政策の大きな転換と言えるものですが、政府内での一方的な検討で決められたものであり、国会での徹底した議論から始めるべきです。

今般の防衛力の抜本的強化の方針において、政府は本当に有事を想定しているのか疑問視せざるを得ません。その最たるものが、今回の防衛力整備計画において国民保護についての措置が四十三兆円のうちたったの二兆円、つまり五%にすぎないという点です。

最近のJアラートに関わる対応についても、残念ながら現体制では十分でないことが明らかになりつつあります。避難施設についても、各自治体による避難場所の指定は進んでいないものの、本当に安全に身を守る事ができるシェルター整備については、令和四年度の第二次補正でようやく調査研究が始まったばかりです。しかも、予算額はたったの七千万円。こうした事実も、政府が本当の有事というものを想定していないとしか言えないものです。

国民の被害、犠牲を徹底的に回避するための措置が十分でないままミサイル能力などを強化するのは、防衛費増額が目的化していると言わざるを得ません。

そもそも、我が国が反撃能力を保有、強化していくことは、矛と盾を前提とした日米同盟を質的に転換するものです。日米安保体制の下でなぜ反撃能力を保有するのか、明確な説明もありません。

むしろ専守防衛の観点から、原発などの重要施設の防衛、国民保護などにより多くの予算を使い、従来の日米同盟の役割分担を堅持し、平和外交に徹すること。政府は、外交には裏付けとなる防衛力が必要としていますが、それは裏を返せば、強い者の意見が通る、強い者の意見しか聞かないと言っているものであり、岸田総理の言う法の支配を否定し、力の論理にくみするものではありませんか。日本がこれまで行ってきた平和外交の努力を誠実に積み重ねていくべきです。

我が国が直面する課題は多岐にわたります。それぞれに的確に対応し、国力としての総合的な防衛力を強化していくため、本法案は一旦廃案とし、防衛費のみを聖域化することなく、現に直面する有事である少子化対策と一体で検討する、その重要性を強く申し上げ、反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(尾辻秀久君) 梅村聡君。

〔梅村聡君登壇、拍手〕
○梅村聡君 日本維新の会の梅村聡です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案に反対の立場から討論をいたします。

ロシアによるウクライナ侵略、中国による一方的な現状変更の試み、北朝鮮による度重なるミサイル発射など、我が国を取り巻く安全保障環境が

厳しさを増しています。国家の独立と主権、国民の安全を守り抜くため、我が国の防衛体制を総合的に強化する必要があることは当然のことだと考えます。そのために政府が防衛費をGDP比2%とすることを目指していることに、我が会派は賛成であります。

一方、政府が昨年末に決定した国家安全保障戦略など安保三文書で示した防衛力の抜本的強化策の内容は、画竜点睛を欠いていると言わざるを得ません。最たる例は、肝腎要の核抑止戦略が欠落していることです。

我が国の防衛政策の基本たる専守防衛は、国民が傷つき、犠牲になることが前提となつていません。この立場を貫く以上、絶対に敵国の侵攻を許さない強力な防衛力を備えることが不可欠であり、核が最大の抑止力である現実から目をそらすべきではありません。中国、北朝鮮、ロシアが核武装にひた走る中、核を持ち込ませざるの原則に対して日本は今後どう向き合うのか、幅広い議論が必要であることを申し上げておきます。

その上で、以下、本法案の反対理由を述べさせていただきます。

政府は、防衛力の抜本的強化とその維持のためには、これを支える安定的な財源が年に約四兆円必要であるとし、その四分の三は歳出改革、決算剰余金、税外収入により賄い、残り四分の一は増税により対応するとしています。しかし、現段階に必要な財源の全てについて確保のめどが立たなかったからといって、残りを増税によって賄うと直ちに決めてしまふ必要はなく、引き続き歳出改革を始めとする行財政改革を進め、ほかの財源を探ることは可能なはずで

一方、政府は、最大限の努力をした、財源をかき集めたなどと言って、もうこれ以上は見付から

ないと勝手に限界に達した感を演出し、実施時期こそ明確にはしていないものの、増税の具体的な方式などを既に決めてしまいました。国民一般の感覚では、こうした政府の姿勢を増税ありきと呼びます。政府自らが少子化対策の財源として更なる徹底した歳出改革を織り込んだことから明らかかなように、歳出改革の余地は依然として認められるにもかかわらず、国民の納得を得ないまま安易に増税に頼って財源を確保しようとしている政府の姿勢は、断固として認められるものではありません。

岸田総理は、防衛財源の確保に当たり、将来世代への負担の先送りほしないことをよく口にされます。しかし、実際に、将来世代への負担の先送りをしていないと評価することができません。例えば、政府は、防衛財源確保のため所得税の付加税を導入することに伴い復興特別所得税の課税期間を延長することとしており、これにより、復興債の発行期間の延長も想定されるところです。国債の種類は異なるものの、将来世代へ負担を先送りしているという点では変わりありません。また、決算剰余金を防衛財源に充てることとしておりますが、そうすると、決算剰余金を補正予算の財源として活用することができなくなり、特別公債の発行により対応することになる可能性が高まります。これは、結果的に将来世代への負担の先送りをするということになります。さらに、防衛財源に充てる税外収入について、政府は、今後追加できるものに具体的な当てはないと認めています。近い将来、枯渇する可能性が高いと分かっているにもかかわらず、これをどのように維持するのかが現時点では不明です。

岸田総理は、将来世代への負担の先送りほしないという言葉の特例公債を発行しないという意味で使われているのかもしれませんが、確かに、政府の挙げる防衛財源確保策に特例公債の発行を含んでいないという点ではそのとおりです。しかし、詳細に検討していくと、様々な形で将来世代への負担の先送りをしているのが実態です。国民の理解をミスリードし、なし崩し的に増税措置を肯定しようとするこうしたやり方は、国民に対する背信行為です。

さきに述べたように、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中にあつては、防衛力の強化は喫緊の課題です。そして、今後どのような防衛力をどれくらいの規模で整備していくのか、その道筋を国の内外に対して明確に示していくことそのものが我が国にとつての最大の防衛力になると言えます。

しかし、歳出改革においては不断の努力を続けるといひながら、令和十年度以降の歳出改革の金額は毎年一兆円強で頭打ちとしていること、決算剰余金の活用見込額が希望的観測ではないこと、追加で確保できる税外収入に当てがえないことなど、財源の裏付けが極めて曖昧で不安定であることが審議を通じて明らかになってきました。我が国がこれから抜本的に防衛力を強化しようとしている中、財源面でこのような状況となっていることが安全保障上のリスクになりかねないことを政府は認識するべきです。

防衛力の抜本的強化は、これまでの安全保障や国防の在り方を大きく変えるものと考えられます。そうであれば、これを支える財源の確保についても、これまでと同じようなやり方を漫然と続けるのでは不十分であり、より一層踏み込んだ取

組が必要となることは当然のことです。

我々が今取り組まなければならないのは、物価の変動や人口の自然減といった社会経済情勢の変化に依存しているだけで、努力とは評価できない歳出改革や、取りやすいところから取るといった国民の納得が得られない拙速な増税でもありません。まずは、既存の概念や枠組みにとらわれずに、徹底した歳出改革をやり遂げることが重要です。そして、思い切った減税と徹底した規制改革を同時に実施し、経済成長を促して活力ある社会を実現し、これにより税収増を達成して防衛財源として活用できるという道筋を付ける必要があるべき姿です。

国会議員の定数削減、国会議員の歳費二割削減の復活、旧文書通信交通滞在費の使途公開や残金返金といった、我々国会議員自身の身を切る改革を行うことも重要です。特に、旧文書費の使途公開と残金の国庫返納に関しては、自民党総裁である総理がやると決めれば今すぐに始めることができるにもかかわらず、前国会に引き続き、今国会での合意、実施が先送りされそうになっています。財源論として身を切る改革を申し上げているではありません。これから徹底した行財政改革を進めていく上で、まず臆より始めよの精神にのっとり、国会議員が率先して歳出改革に取り組み姿勢を見せなければ、誰が納得して協力するのでしょうか。

日本維新の会は、徹底した行財政改革による歳出改革と経済成長による税収増で防衛財源を賄うことができるよう、引き続き国民目線に立った政策提言を積極的に行っていくことを改めて申し上げます。私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 大塚耕平君。

(大塚耕平君登壇、拍手)

○大塚耕平君 国民民主党・新緑風会の大家耕平です。

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案に反対の立場から意見を申し上げます。

日本を取り巻く国際情勢、安全保障環境が厳しさを増す中、防衛力を強化するために防衛費を増額することには賛成します。一方、その財源の調達については賛成しません。一方、その財源の調達については、改善すべき点が多々あります。

委員会の中で申し述べましたが、我が国の安全保障環境をめぐる課題の背景には外部要因と内部要因があります。

外部要因とは諸外国の動向のことであり、これは我が国自身でコントロールすることはできません。外交努力等によって安全保障環境を脅かす外部要因を改善、解決しなければなりません。

一方、内部要因は我が国の国内的要因です。例えば、防衛財源を確保して防衛力強化を図る場合でも、FMSに対する過度の依存やFMSの高額かつ不合理的な取引関係を改善しなければ、十分な防衛力強化が図れないものと考えます。もちろん、米国側の対応姿勢も影響するため、日本の要望がそのまま受け入れられる保証はありませんが、少なくともそのような交渉をするかしないかは、我が国自身の国内的要因です。

また、FMSの代替防衛装備品を自ら開発、製造する技術力、産業力を有しなければ、防衛力抜本強化は米国への過度の依存状況が続きます。そうした技術力、産業力を高めるためには、研究開発人材の育成、デュアルユースに対する適切な認識と対応、防衛産業の収益性改善、インテリジェ

ンス機能の強化、セキュリティクリアランスの整備、LAW S開発や衛星コンステレーション及び測位衛星整備等に対する対応、自衛隊員の処遇改善に伴う隊員確保等々、改善、解決が必要な国内的課題は山積しています。

今次財確法案のスキームで財源を確保したとしても、それらの課題に適切に対応しなければ、幾ら財源を投入しても防衛力抜本強化は実現しません。仮にそうした課題に適切に対処したとしても、今次法案の財源調達方法が適切か否かという観点からも問題があります。それが反対の主たる理由です。

質疑の中でも申し述べましたが、財投資金や外為特会、独法資金、決算剰余金等を対象に財源を工面しても、それは当面の財源確保にとどまり、中長期的な財源確保及び可及的速やかな防衛力抜本強化の観点からは適切とは言えません。

また、将来的に想定している増税による財源確保は、家計や法人の消費余力、投資余力にマイナスの影響を与え、現下の経済情勢に鑑みると、経済政策的にも適切とは言えません。経済低迷を招けば、結局は税収減少、防衛財源確保の困難化に至り、防衛力抜本強化の目的を達成することはできなくなります。

将来の増税方針を掲げる理由として、政府は、現下の財政状況や財政健全化の道筋を展望した理由を繰り返して述べていますが、その発想の背景となっている日本の財政金融の現状に対する認識も適切とは言えません。

これも質疑の中で申し述べましたが、財政当局と中央銀行は既に事実上の統合政府状態となっており、一定期間での防衛力抜本強化等の政策対応と財源調達が迫られる事象の中では、伝統的な財

政健全化や中央銀行の独立性の論理は整合性と現実性を欠いていると言わざるを得ません。

財政金融委員会の中で説明させていただきましたが、かつては伝統的な手法のみで対応できていた財政及び金融政策は、今や非伝統的な手法を駆使し尽くし、びぼう策と伝統的な財政健全化とセットで考える正常化の道筋には非現実的な時間がかかり、防衛力抜本強化のみならず、子育て支援、研究開発支援等に膨大な財源が必要となっている現下の情勢には適合しないことを直視することが必要です。

事実上の統合政府状態になっている中で、財政金融が正常な状況下での理論や理屈を持ち出して増税による財源調達を企図することは、結果的に所要の財源規模を確保できないばかりでなく、経済状況をかえって悪化させ、更に財政状況を厳しくし、目標の期間内に防衛力抜本強化を実現することにも失敗するでしょう。

委員会の中で、内閣府の中長期的経済財政に関する試算では、防衛財源を想定していない非現実的な内容が放置されていることも指摘しました。つまり、今回の法案の前提となっている財政金融の現状認識、事実上の統合政府状態にある中で、思考の時間軸、手法の選択等が現実と適合していない、適切とは思われないことが反対する理由です。

重ねて申し上げます。短期間での防衛力抜本強化、その後の中長期的な防衛力整備のためにかんがりの財源が必要となること、子育て、教育、産業支援等の他の政策でも相当の財源が必要になること、財政及び金融の状況が事実上の統合政府状態になっていること、その下で平時の財政や金融の論理を前提に考えれば

増税や中途半端な財源調達という発想にならざるを得ないこと等々の要因から、結局、所期の目的を達成することはできないでしょう。

目今の現実をどのように認識し、どのような工夫でその現実を有効活用し、それに伴うリスクをどのように制御をするのか等々に関し、政治的決断が必要な局面です。

五月二十四日の本会議質問で申し上げたことを総理及び財務大臣に再度お伝えしておきます。

国民民主党は、あえて日銀保有国債の一部永久国債化という手法を駆使し、現下の統合政府状態の財政金融環境を有効活用することを提案しています。日銀が五百兆円以上の国債をバランスシートに抱え込んでいる異常な状況が目の前にあります。国債市場は流通量不足に直面しています。日銀が保有する五百兆円の国債を日銀に償還するために国民に増税する構図は論理的ではありません。日銀保有国債の一部永久国債化することで、政府の元本返済負担は軽減され、国債発行余力は増します。それを市場で発行することにより、財源調達及び流通量不足を補えます。推奨しているわけはありません。他に合理的かつ相対的に有意な手段がないからこそ提案しています。

調達した財源を元に、防衛力抜本強化のみならず、人材育成、教育や技術力、産業界を高める政策に本気で取り組む国の運営を行えば、日本の変貌ぶりを内外が認識することとなり、市場にはマインナスではなくポジティブに受け止められることでしょう。日本が防衛力強化と産業や経済の再生に本気だという印象を与えること、及びそれを迅速かつ確実に実行すること、それが現下の日本国のかじ取りを担う総理や財務大臣の使命だと考え

ます。

以上、国民民主党の考え方を参考にさせていただくことは一定の意味があり、隘路を見出すことに寄与し得ることを申し上げ、反対討論といたします。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

会派を代表して、軍拡財源法案に断固反対の討論を行います。

日本共産党は、昨日の委員会での質疑終結、採決そのものに反対しました。

政府は、今日決定する骨太の方針に、二〇二四年度からとなっている軍拡財源確保のための増税の開始時期を二〇二五年度以降への先延ばしを可能とすることを盛り込んでいます。自民党の防衛関係費の財源検討に関する特命委員会の提言を受けたものです。

しかし、法案審議の中で鈴木財務大臣は、防衛財源に繰り入れる税外収入について、二四年度以降、具体的に見込めるものはないと答弁してきました。昨日の委員会で、増税開始時期の先延ばしに財源の見通しがあるのかとただしましたが、大臣は期待を述べただけでした。見通しもないのに先送りだけを示すのは、選挙をにらんで国民を欺くものにほかなりません。

大体、今、増税開始時期の先送りを言うことなど、これまでの審議が何だったのかということになります。更に加えて、これは国会の責務です。にもかかわらず、審議を終局し、採決をしたことは、到底認められません。

本法案は、専守防衛を投げ捨て、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有を含む、五年間で四十三兆円の大軍拡を推し進めるものです。

審議を通じて、敵基地攻撃能力は、日本独自ではなく、米国の先制攻撃戦略、統合ミサイル防衛、IAMDの下、米軍の指揮下で運用される危険な実態が浮き彫りになりました。我が党が明らかにした、防衛省が内閣法制局に示していた内部文書では、日米の敵基地攻撃の共同作戦の具体的内容として、攻撃計画の立案から攻撃目標の分担、指揮統制に基づく実際の攻撃や再攻撃などを繰り返すサイクル図が示されています。これを示して、日米一体ではないかとの我が党議員の質問に、浜田防衛大臣は、この図で見ればそういうふうに見えるかもしれないと答弁せざるを得ませんでした。

内部文書は、敵基地の情報や攻撃の成果の情報を日米で共有するとしています。しかし、日本には独自にそうした情報を把握する能力がありません。米国の情報は正しいという前提で対応せざるを得ません。政府は、敵基地攻撃は必要最小限度の実力行使にとどまるとしてきましたが、米国がよしと言うまで、文字どおり、際限のない戦争に巻き込まれてしまいかねません。相手国からの攻撃を受け、日本が深刻な被害を受けることは避けられません。

専守防衛に徹する、日本を守るためという大軍拡の論拠はもはや崩れ去っており、その財源確保のための本法律案を成立させることは許されません。

しかも、敵基地攻撃能力の保有は、天井知らずの軍拡に道を開き、浪費や談合を生じさせるものになっています。

価格も納期も契約解除も米国政府が一方的に決め、米国製兵器を爆買する有償軍事援助、FMSについて、参議院は二〇二〇年の本会議で改善

を求める警告決議を上げましたが、改善は遅々として進んでいません。ところが、米国の要求を受けて、今年度予算では、FMSは一気に昨年度の四倍の一兆四千七百六十八億円に急増しています。

日米首脳会談でのトランプ政権の要求で急遽導入を決めたイージス・アショアはずさんな計画で破綻しましたが、防衛省はFMSで契約したSPY7レーダーに固執して艦船への搭載に変更し、費用は大幅に増大した上、今後どこまで膨れ上がるか示すこともできません。

現在のイージス艦八隻体制となる中、新しい艦船の導入ごとにFMSによる装備の割合が増え続け、元防衛大臣が自著の中で、FMSによって日本製武器が駆逐されていると苦言を述べる有様です。

九年前にFMSで三機を契約した無人偵察機グローバルホークは、やと昨年三月に二機納品されたものの、残る一機の納品はいまだに決まっておられません。納品されないうちに、米国は日本が購入するのと同型機を時代遅れとして退役させることを決めてしまいました。にもかかわらず、本体価格は当初の五百十九億円が六百十三億円に維持整備費は二千七百二十二億円から三千五百十九億円へと米国の都合で大幅に膨れ上がっています。いずれも、およそ通常の取引では考えられないものでありますが、大軍拡の下で今後もFMSが青天井で膨れ上がることは必至です。

かつて防衛施設庁を解体にまで追い込んだ談合の動きが大軍拡の下で復活していることは重大です。防衛省は、核攻撃までも想定し、五年間で四兆円も掛けて全国二百八十三地区、約二万三千棟の自衛隊施設の強朝化事業を始めています。とこ

ろが、予算成立前の昨年の十二月から、一部のゼネコン等を集めて意見交換会を行い、受注可能な事業の数や額、希望する発注方法などについてアンケートを取るという前代未聞のことが行われています。

驚くべきことに、このアンケートの実施を防衛省から受託している防衛基盤整備協会には、施設庁談合で有罪となった三人の施設庁OBがそろって役員に就いています。しかも、施設庁談合では天下り先確保のためにゼネコンに事前に意向を聞いて、発注の割り振り表、すなわち談合表を作ったその本人がこのアンケートの中心を担っています。官製談合への反省もなく、発注前にゼネコンの意向を聞くことが繰り返されているのです。談合につながるという指摘に、鈴木大臣も、予算執行段階でも適切な対応を防衛省に求めると答弁されましたが、事業そのものを抜本的に見直すことを強く求めます。

さらに、大軍拡の財源確保のために、将来にわたり国民に負担が押し付けられることは重大です。新たに創設される防衛力強化資金は、複数年度にわたり自由に使えるものです。予算の単年度主義、財政民主主義を壊すものです。軍事費を確保するために暮らしたり復興支援、社会保障、中小企業に充てるべき資金をかき集め、流用しようとしていることは断じて許されません。

政府は、中小企業の資金繰りのセーフティネットの役割を果たしている商工中金の政府保有株式について、当分の間保有するとしています。ところが、今国会で唐突に、二年以内に売却するとした法案を成立させました。鈴木大臣は、その売却益について、防衛力強化資金への繰入れ

は可能と答弁しました。さきに述べた自民党特命委員会の提言の中にも、商工中金やNTTの政府保有株の売却益も防衛財源候補として挙げられました。中小企業向け金融や公共性の高い通信事業が軍事費のためにゆがめられることは絶対にあってはなりません。

東日本大震災の復興所得税の軍拡財源への転用には、福島市で開かれた地方公聴会でも、被災者の願いに真っ向から反するものであり受け入れ難いとの声が公述人から出されました。

医療体制の強化や職員の待遇改善に使うべき国立病院機構と地域医療機能推進機構の積立金を軍拡財源に回すことも到底認められません。

さらに、四十三兆円の軍事費が優先されることにより、岸田政権が子育て対策を目玉に打ち出しながら財源を示すことができない事態となつていきます。

決算剰余金も軍事費に充てられますが、その元となる巨額の予備費は赤字国債が原資です。未来の世代に莫大な増税を強いることになりかねません。

地方公聴会では、ウクライナで原発が攻撃対象になった姿と福島原発を重ねてみれば、一旦戦争になれば原爆に等しいとてつもない被害になるという声が公述人からありました。

やるべきことは、大軍拡ではありません。軍事の悪循環で一層の危険をつくり出す大軍拡ではなく、憲法九条を生かし、地域の全ての国を包摂する平和の枠組みを発展させる外交努力であること強く申し上げ、反対討論とします。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたし
ます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第四 性的指向及び
ジェンダーアイデンティティの多様性に関する
国民の理解の増進に関する法律案(衆議院提出)を議
題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長古
賀友一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(古賀友一郎君登壇、拍手)

○古賀友一郎君 たいいま議題となりました法律
案につきまして、内閣委員会における審査の経過
と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、性的指向及びジェンダーアイデン
ティティの多様性に関する国民の理解の増進に関
する施策の推進に關し、基本理念を定め、国及び
地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、
基本計画の策定その他の必要な事項を定めようと
するものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議
院議員新藤義孝君より趣旨説明を、次いで修正案
提出者を代表して衆議院議員阿部司君より衆議院
における修正部分の説明をそれぞれ聴取した後、
衆議院修正の趣旨及び評価、男女別施設等におけ
る対応の在り方、学校教育における理解増進に向
けた取組、性的マイノリティー当事者が抱える課

題への対応等について、発議者のほか、当事者や
関係団体を含む参考人等に対して質疑を行いました
が、その詳細は会議録によって御承知願いま
す。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲
民主・市民の打越委員より反対、日本維新の会の
高木委員より賛成、日本共産党の田村委員より反
対、れいわ新選組の木村委員より反対の旨の意見
がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって
原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第五 刑法及び刑事訴
訟法の一部を改正する法律案

日程第六 性的な姿態を撮影する行為等の処罰
及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る
電磁的記録の消去等に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長杉
久武君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○杉久武君 たいいま議題となりました両法律案
につきまして、法務委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

まず、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法
律案は、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並
びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ
統合した上で、それらの要件を整理して不同意わ
いせつ罪及び不同意性交等罪となるなどの要件の
改正等を行い、あわせて、性犯罪について公訴時
効期間を延長するほか、被害者等の聴取結果を記
録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則
を創設しようとするものであります。

なお、衆議院において、政府は、施行後五年を
経過した場合において、速やかに性犯罪の実態に
即した対処を行うための施策の在り方について検
討を行う等の規定等を附則に追加する修正が行わ
れております。

次に、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び
押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁
的記録の消去等に関する法律案は、性的な姿態を
撮影する行為等を処罰するとともに、性的な姿態
を撮影する行為により生じた物を複製した物等の
没収及び電磁的記録の消去等の措置をすることを
可能にしようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議
題とし、参考人から意見を聴取するとともに、不
同意性交等罪等の構成要件に係る見直しの趣旨と
その判断基準、司法面接的手法による聴取の具体
的な運用方針、障害者に対する性犯罪に関する規
定の在り方、性的姿態等撮影罪の適用範囲、性教
育及び啓発の必要性等について質疑が行われまし
たが、その詳細は会議録によって御承知願いま

す。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本
共産党を代表して仁比委員より両法律案に賛成す
る旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はい
ずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付さ
れております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより両案を一括して採
決いたします。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されまし
た。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 尾辻 秀久君
副議長 長浜 博行君

議員
伊藤 岳君 吉良よし子君
金子 道仁君 山添 拓君
岩淵 友君 青島 健太君
倉林 明子君 中条きよし君
音喜多 駿君 紙 智子君
仁比 聡平君 串田 誠一君
高木かおり君 田村 智子君

井上 哲士君	石井 苗子君	堀井 巖君	島村 大君	加藤 明良君	梶原 大介君	竹詰 仁君	田村 まみ君
浅田 均君	山下 芳生君	酒井 庸行君	猪口 邦子君	神谷 政幸君	今井絵理子君	芳賀 道也君	宮口 治子君
小池 晃君	清水 貴之君	福岡 資麿君	片山さつき君	朝日健太郎君	青山 繁晴君	嘉田由紀子君	伊藤 孝恵君
東 徹君	石井 章君	浅尾慶一郎君	佐藤 信秋君	山下 雄平君	阿達 雅志君	塩村あやか君	上田 清司君
梅村みずほ君	伊藤 孝江君	大家 敏志君	豊田 俊郎君	山田 宏君	和田 政宗君	浜口 誠君	石川 大我君
松野 明美君	里見 隆治君	柘植 芳文君	太田 房江君	石井 正弘君	中田 宏君	打越さく良君	浜野 喜史君
窪田 哲也君	猪瀬 直樹君	松下 新平君	松村 祥史君	赤池 誠章君	江島 潔君	磯崎 哲史君	熊谷 裕人君
安江 伸夫君	高橋 光男君	末松 信介君	石井 浩郎君	古川 俊治君	山田 俊男君	古賀 之士君	川合 孝典君
柳ヶ瀬裕文君	下野 六太君	岡田 直樹君	神谷 宗幣君	森 まさこ君	青木 一彦君	舟山 康江君	小西 洋之君
片山 大介君	三浦 信祐君	大島九州男君	平山佐知子君	中西 祐介君	上野 通子君	徳永 エリ君	榑葉賀津也君
宮崎 勝君	梅村 聡君	寺田 静君	須藤 元気君	山谷えり子君	宮沢 洋一君	大塚 耕平君	天島 大輔君
河野 義博君	杉 久武君	吉川ゆうみ君	長峯 誠君	有村 治子君	櫻井 充君	船後 靖彦君	
矢倉 克夫君	柴田 巧君	吉井 章君	広瀬めぐみ君	鶴保 庸介君	衛藤 晟一君		
平木 大作君	新妻 秀規君	藤井 一博君	長谷川英晴君	山崎 正昭君	中曾根弘文君	国務大臣	
高橋 克法君	松沢 成文君	宮崎 雅夫君	赤松 健君	山東 昭子君	大椿ゆうこ君	法務大臣	齋藤 健君
上田 勇君	若松 謙維君	生稲 晃子君	白井 正一君	村田 享子君	三上 えり君	財務大臣	鈴木 俊一君
石川 博崇君	鈴木 宗男君	進藤金日子君	石田 昌宏君	水野 素子君	高木 真理君	経済産業大臣	西村 康稔君
竹谷とし子君	佐々木さやか君	こやり隆史君	舞立 昇治君	古賀 千景君	柴 慎一君	国務大臣 (内閣府特命担 当大臣(地方創 生))	岡田 直樹君
山本 博司君	羽生田 俊君	馬場 成志君	三宅 伸吾君	鬼木 誠君	横沢 高德君	国務大臣	小倉 将信君
横山 信一君	谷合 正明君	森屋 宏君	古賀友一郎君	羽田 次郎君	小沼 巧君		
山本 香苗君	西田 実仁君	渡辺 猛之君	北村 経夫君	小林 一大君	田島麻衣子君		
山口那津男君	磯崎 仁彦君	大野 泰正君	西田 昌司君	石垣のりこ君	井上 義行君		
本田 顕子君	堂込麻紀子君	牧野たかお君	石井 準一君	森屋 隆君	勝部 賢志君		
清水 真人君	藤木 眞也君	野上浩太郎君	佐藤 正久君	小沢 雅仁君	杉尾 秀哉君		
ながえ孝子君	自見はなこ君	藤川 政人君	松山 政司君	森本 真治君	斎藤 嘉隆君		
宮本 周司君	小野田紀美君	世耕 弘成君	関口 昌一君	石橋 通宏君	三原じゅん子君		
山本佐知子君	山本 啓介君	武見 敬三君	山本 順三君	野田 国義君	田名部匡代君		
星 北斗君	三浦 靖君	齊藤健一郎君	高良 鉄美君	吉川 沙織君	長谷川 岳君		
岩本 剛人君	加田 裕之君	山本 太郎君	浜田 聡君	川田 龍平君	牧山ひろえ君		
高橋はるみ君	船橋 利実君	伊波 洋一君	若林 洋平君	水岡 俊一君	青木 愛君		
比嘉奈津美君	山田 太郎君	田中 昌史君	白坂 亜紀君	木村 英子君	橋本 聖子君		
松川 るい君	滝沢 求君	友納 理緒君	永井 学君	蓮 妨君	辻元 清美君		
滝波 宏文君	堂故 茂君	古庄 玄知君	越智 俊之君	福山 哲郎君	福島みずほ君		

議長の報告事項

一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 上月 良祐君 補欠 生稲 晃子君

水野 素子君 打越さく良君

小池 晃君 田村 智子君

総務委員 辞任 星 北斗君 補欠 山本 順三君

国務大臣

法務大臣 齋藤 健君

財務大臣 鈴木 俊一君

経済産業大臣 西村 康稔君

国務大臣 (内閣府特命担当大臣(地方創生)) 岡田 直樹君

国務大臣 小倉 将信君

法務委員

辞任 朝日健太郎君 補欠 白井 正一君

友納 理緒君 山崎 正昭君

外交防衛委員

辞任 山添 拓君 補欠 小池 晃君

財政金融委員

辞任 神谷 政幸君 補欠 山本佐知子君

文教科学委員

辞任 白井 正一君 補欠 世耕 弘成君

厚生労働委員

辞任 生稻 晃子君 補欠 上月 良祐君

岡田 直樹君 神谷 政幸君

山崎 正昭君 友納 理緒君

山本 順三君 星 北斗君

打越さく良君 水野 素子君

農林水産委員

辞任 若林 洋平君 補欠 太田 房江君

経済産業委員

辞任 太田 房江君 補欠 若林 洋平君

国土交通委員

辞任 山本佐知子君 補欠 岡田 直樹君

田村 智子君 山添 拓君

環境委員

辞任 世耕 弘成君 補欠 朝日健太郎君

決算委員

辞任 青木 一彦君 補欠 生稲 晃子君

議院運営委員 生稲 晃子君 補欠 青木 一彦君

同日議員から次の議案が提出された。

刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案

(山添拓君発議)(参第一五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額

控除の導入等に関する法律案(階猛君外八名提出)(衆第二九号)

持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の

総合的かつ一体的な推進に関する法律案(櫻井

周君外五名提出)(衆第三〇号)

同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付

託した。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多

様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

(衆第一三三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済

産業委員会に付託した。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防

災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を

改正する法律案

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

案

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推

進するためのデジタル社会形成基本法等の一部

を改正する法律案

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央

金庫法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給

付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第二

六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に

関する再質問主意書(村田享子君提出)(第一〇

〇号)

準生活保護措置と困難女性支援法の関係等に關

する質問主意書(浜田聡君提出)(第一〇一号)

特定非営利法人BONDプロジェクトが重複報

告をしている旨を東京都住民監査請求で指摘さ

れていることに関する質問主意書(浜田聡君提

出)(第一〇二号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防

災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を

改正する法律

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推

進するためのデジタル社会形成基本法等の一部

を改正する法律

令和五年六月十六日 参議院會議録第三十三号 議長の報告事項 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案

昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

生稲 晃子君
打越さく良君
田村 智子君
大島九州男君

上月 良祐君
水野 素子君
井上 哲士君
木村 英子君

法務委員

辞任

補欠

白井 正一君
山崎 正昭君

こやり隆史君
藤井 一博君

外交防衛委員

辞任

補欠

小池 晃君

山添 拓君

財政金融委員

辞任

補欠

永井 学君
山本佐知子君
井上 哲士君

野上浩太郎君
岡田 直樹君
小池 晃君

文教科科学委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

白井 正一君

厚生労働委員

辞任

補欠

こやり隆史君
上月 良祐君
藤井 一博君
水野 素子君

世耕 弘成君
生稲 晃子君
山崎 正昭君
打越さく良君

農林水産委員

辞任

補欠

太田 房江君

若林 洋平君

経済産業委員

辞任

補欠

若林 洋平君

太田 房江君

国土交通委員

辞任

補欠

岡田 直樹君
野上浩太郎君
山添 拓君
木村 英子君

山本佐知子君
永井 学君
田村 智子君
大島九州男君

内閣委員会

理事

山田 太郎君

(山田太郎君の補欠)

理事

窪田 哲也君

(塩田博昭君の補欠)

環境委員会

理事

朝日健太郎君

(朝日健太郎君の補欠)

理事

進藤金日子君

(進藤金日子君の補欠)

理事

青島 健太君

(清水貴之君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(源馬謙太郎君外十五名提出)(衆第三一號)
公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(源馬謙太郎君外十五名提出)(衆第三二號)
新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の推進に関する法律案(小川淳也君外九名提出)(衆第三三號)
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案(早稲田ゆき君外九名提出)(衆第三四號)
同日委員長から次の報告書が提出された。
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三号) 審査報告書

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第一号) 審査報告書

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(衆第一三三号) 審査報告書

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第五八号) 審査報告書

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(閣法第五九号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
公的機関の職員の内籍に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第一〇九号)
我が国における難民認定の状況に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第一一〇号)
原子力発電所の劣化状況の点検・評価・審査に関する再質問主意書(辻元清美君提出)(第一一一号)

社会保険費と財政面での政府による総合的な調整に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一一二号)

第十回特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の配付資料に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一一二号)

中国共産党と日本共産党、破壊活動防止法に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第一一四号)

審査報告書

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和五年六月十四日

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長 鶴保 庸介

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金について、その支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
令和五年六月十三日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案

(定義)

第一条 この法律において「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金」とは、新型コ

ロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、

中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り)である感染症をいう)及びそのまん延防止のための措置の影響並びに原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和五年三月二十八日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、世帯に属する全ての者が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く)を課されない者である世帯その他これに準ずる低所得者世帯に対し三万円を上限とする給付金(金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下この条において同じ)を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村(特別区を含む)から支給される給付金をいう。

(差押禁止等)
第二条 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

(非課税)
第三条 租税その他の公課は、令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

令和五年六月十六日 参議院会議録第三十三号

い。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金についても適用する。ただし、第二条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるとの議決し、右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和五年六月十五日

経済産業委員長 吉川 沙織
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づき、北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるとの議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年六月十三日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるとの議決した。

令和五年六月十五日

経済産業委員長 吉川 沙織
参議院議長 尾辻 秀久殿

件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づき、北朝鮮に係る対応措置について」(令和五年四月七日閣議決定)に基づき、令和五年四月十四日から令和七年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第六項の規定

による北朝鮮と第三国間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

よつて要領書を添えて報告する。

令和五年六月十五日

財政金融委員長 酒井 庸行
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、令和五年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例に関する措置を講ずるとともに、防衛力強化資金の設置等について定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、令和五年度一般会計予算の歳入において、財政投融资特別会計財政融資

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案(外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるとの件)我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

令和五年六月十六日 参議院会議録第三十三号

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

資金勘定からの一般会計への繰入れの特例措置に係る金額として二千億円、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置に係る金額として一兆二千四億三千三百四万三千円、独立行政法人国立病院機構の国庫納付金の納付の特例措置に係る金額として四百二十二億円、独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例措置に係る金額として三百二十四億円がそれぞれ計上されている。

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和五年五月二十三日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ(第二条・第三条)
第三章 独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例(第四条・第五条)
第四章 防衛力強化資金(第六条―第十三条)
第五章 防衛力強化税外収入の使途(第十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨等)

第一条 この法律は、令和五年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例に関する措置を講ずるとともに、防衛力強化資金の設置等について定めるものとする。

2 政府は、令和五年度以降の各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和四年度の当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額を上回る場合における当該上回る額に係る費用の財源に充てるため、第十四条第一項に定める財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入金並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金並びに同条第二項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入(第八条第二項において「防衛力強化税外収入」という。)並びに第十一条の規定による防衛力強化資金からの受入金を確保するものとする。

本邦における遂行に伴う事務に関するものとして各年度の一般会計予算(防衛省の所管に係るものに限り)に計上される経費(防衛省が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な経費のうちデジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第四条第二項第十八号イの規定により確保され、デジタル庁の所管に係る予算に一括して計上される経費を含む)であつて、次に掲げる経費を除いたものをいう。

一 日米安全保障協議委員会(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下この号において「日米安保条約」という。))に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であつて

安全確保問題の基盤をなすものうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。以下この項において「協議委員会」という。の下に設置された沖縄県に所在する駐留軍(日米安保条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この項において同じ。)の施設及び区域に関連する諸問題を検討するための特別行動委員会において取りまとめられ、協議委員会において承認された沖縄県における駐留軍の施設及び区域の整理、統合及び縮小並びに沖縄県における駐留軍の運用の方法の調整方策に係る計画及び措置を実施するために必要な経費

用の態様の変更(当該変更が航空機(回転翼航空機を除く。))を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあつては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む)に関し、政府が講ずる措置を実施するために必要な経費

三 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第百条の五第二項に規定する国賓等の輸送の用に主として供するための航空機の取得に要する経費

第二章 財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

第二条 政府は、令和五年度において、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、二千億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。
(外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ)
第三条 政府は、令和五年度において、特別会計

に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、一兆二千四億三千三百四万三千円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

第三章

独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例

第四条 独立行政法人国立病院機構は、令和五事業年度については、独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第九十一号)第十七条第二項の規定にかかわらず、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下この章において「通則法」という。)第四十四条第一項又は第二項の規定によりこの法律の施行の日を含む中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次条第一項において同じ。)における積立金として整理された金額のうち四百二十二億円(次項において「国立病院機構の特別国庫納付金額」という。)を令和六年三月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

2 国立病院機構の特別国庫納付金額は、通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額から減額して整理するものとする。

第五節 独立行政法人地域医療機能推進機構は、令和五事業年度については、独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第二項の規定にかかわらず、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定によりこの法律の施行の日を含む中期目標の期間における積立金として整理された金額のうち三百二十四億円(次項において「地域医療機能推進機構の特別国庫納付金額」という。)を令和六年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 地域医療機能推進機構の特別国庫納付金額は、通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額から減額して整理するものとする。

令和五年六月十六日 参議院会議録第三十三号

医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第二項の規定にかかわらず、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定によりこの法律の施行の日を含む中期目標の期間における積立金として整理された金額のうち三百二十四億円(次項において「地域医療機能推進機構の特別国庫納付金額」という。)を令和六年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 地域医療機能推進機構の特別国庫納付金額は、通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額から減額して整理するものとする。

第四章

防衛力強化資金(資金の設置)

第六条 防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持のために確保する財源を防衛力の整備に計画的かつ安定的に充てることを目的として、当分の間、防衛力強化資金(以下「資金」という。)を設置する。

第七条 資金は、一般会計の所屬とし、財務大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第八条 政府は、予算の定めるところにより、一般会計から資金に繰入れをすることができる。

2 前項の規定による繰入金金の財源については、防衛力強化税外収入をもって充てる。

(資金に充てる財源)

第九条 資金は、前条第一項の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもって充てる。

(資金の預託)

第十条 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

は、資金に編入するものとする。

(資金の使用) 第十一条 資金は、防衛力整備計画対象経費(第一条第三項に規定する防衛力整備計画対象経費をいう。第十四条において同じ。)の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

(資金の経理)

第十二条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、財務省令で定める。

(資金の増減に関する計画表及び実績表) 第十三条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金の増減に関する計画表(次項において「計画表」という。)及び資金の増減に関する実績表(以下この条において「実績表」という。)を作成しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十七条の規定に基づき毎会計年度の予算を国会に提出する場合には、前々年度の実績表並びに前年度及び当該年度の計画表を添付しなければならない。

3 内閣は、財政法第三十九条の規定に基づき毎会計年度の歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合には、当該年度の実績表を添付しなければならない。

4 内閣は、財政法第四十条第一項の規定に基づき毎会計年度の歳入歳出決算を国会に提出する場合には、当該年度の実績表を添付しなければならない。

第五章 防衛力強化税外収入の用途

第十四条 令和五年度における第二条の規定による財政融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入金及び第三条の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入金

並びに第四条の規定による独立行政法人国立病院機構の国庫納付金及び第五条の規定による独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金は、防衛力整備計画対象経費の財源又は資金への繰入れの財源に充てるものとする。

2 前項に規定する収入のほか、令和五年度以降の各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であつて国会の議決を経た範囲に属するものは、防衛力整備計画対象経費の財源又は資金への繰入れの財源に充てるものとする。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(財政融資特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要な措置)

第二条 令和五年度から令和十四年度までの間、第二条第一項の規定による繰入金を繰り入れた後における財政融資特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れることができる。

2 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

(財務省設置法の一部改正)

第三条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 防衛力強化資金の管理に関すること。

審査報告書

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和五年六月十五日

内閣委員長 古賀友一郎
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないも

のであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業者等の努力)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する

その設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しななければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するた
め必要があると認めるときは、関係行政機関の
長に対し、資料の提出その他必要な協力を求
めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデン
ティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案
し、並びに性的指向及びジェンダーアイデン
ティティの多様性に関する国民の理解の増進に
関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おお
むね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要
があると認めるときは、これを変更しなければ
ならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の
変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデン
ティティの多様性に関する学術研究その他の性
的指向及びジェンダーアイデンティティの多様
性に関する国民の理解の増進に関する施策の策
定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進
捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域
その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向
及びジェンダーアイデンティティの多様性に關
する理解を深めることができるよう、心身の発
達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動
等を通じた性的指向及びジェンダーアイデン
ティティの多様性に関する知識の着実な普及、
各般の問題に対応するための相談体制の整備そ

他の必要な施策を講ずるよう努めるものとす
る。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的
指向及びジェンダーアイデンティティの多様性
に関する理解を深めるための情報の提供、研修
の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制
の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める
ものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該
学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダー
アイデンティティの多様性に関する理解を深め
るため、家庭及び地域住民その他の関係者の協
力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する
相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよ
う努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解
増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、
法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国
土交通省その他の関係行政機関の職員をもって
構成する性的指向・ジェンダーアイデンティ
ティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及び
ジェンダーアイデンティティの多様性に関する
国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効
果的な推進を図るための連絡調整を行うものと
する。

(措置の実施等に当たつての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当
たっては、性的指向又はジェンダーアイデン
ティティにかかわらず、全ての国民が安心して
生活することができることとなるよう、留意す
るものとする。この場合において、政府は、そ
の運用に必要な指針を策定するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の
施行後三年を目途として、この法律の施行状況
等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づ
いて必要な措置が講せられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九
号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十五号の次に次の一号を加
える。

四十五の二 性的指向及びジェンダーアイデ
ンティティの多様性に関する国民の理解の
増進に関する基本的な計画(性的指向及び
ジェンダーアイデンティティの多様性に関
する国民の理解の増進に関する法律(令和
五年法律第 号)第八条第一項に規定
するものをいう。)の策定及び推進に関する
こと。

審査報告書

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。
令和五年六月十五日

法務委員長 杉 久武

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年における性犯罪をめぐると

況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するた
め、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並び
に強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ
統合し、それらの構成要件を改めて不同意わい
せつ罪及び不同意性交等罪とともに、十
三歳以上十六歳未満の者にわいせつな行為又は
性交等をした当該者より五歳以上年長の者に対
する不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪とし
ての処罰を可能とする等の処罰規定の整備を行
い、あわせて、性犯罪について公訴時効の期間
を延長する等の刑事訴訟法の規定の整備を行お
うとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、
次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 第一条の規定による改正後の刑法第七十六
条第三項及び第七十七条第三項の規定におい
て、十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以
上年長の者の性的行為を処罰することとしてい
るのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり
得ないと考えられることによるものであつて、
両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関
係」であるとするものではないのであるから、
第一条の規定による改正後の刑法第七十六条
第一項及び第二項並びに第七十七条第一項及
び第二項の規定の適用に当たつては、とりわ
け、これらの規定に定める行為をする者が十八
歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満
である場合には、むしろ、十六歳未満の者に

とつては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。また、附則第二十一条の規定による周知に当たっては、この点についても、併せて周知すること。

二 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪における同意の位置付け及び意義、年齢差要件及び地位・関係性要件等並びに面会要求等罪の改正法の趣旨及び構成要件について、若年層をはじめとする国民に対する普及啓発を推し進め、十分に周知徹底を図るよう努めること。とりわけ、子どもに対する性被害の深刻性及び性に関する教育等の重要性に鑑み、初等教育から高等教育に至る全ての学校段階において、子どもの心身の発達段階に応じ、十分な教育を行うこと。また、普及啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

三 性犯罪が被害者の性別を問わないものとなっていることを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、男性や性的マイノリティの被害者について適切に対応できるよう、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。

四 第一条の規定による改正後の刑法第七十六

条及び第七十七条において、婚姻関係の有無にかかわらず性犯罪が成立することが明確化されたことに鑑み、司法警察職員、検察官、裁判官及び地方自治体の職員等の関係者に対して、法改正の趣旨を周知徹底し、必要な対応等を行うこと。

五 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。その際、心身に障害がある性犯罪被害者について、その特性を踏まえて適切な対応をすること。

六 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じること、適切な運用に努めるよう留意すること。

七 いわゆる司法面接的手法による聴取の前の段階において、聴取対象者の記憶の汚染を防止するよう努めるとともに、聴取後の聴取対象者への接触については、汚染のない初期供述を可能な限り少ない回数面接によって確保するということ。司法面接的手法による聴取の趣旨に反するこ

とがないよう、関係者において十分配慮すること。

八 子どもが被害者である性犯罪等においては、子どもの負担を軽減し、かつ信用性の高い供述を聴取することが重要であることに鑑み、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等を参考にし、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めること。あわせて、障害者が被害者である性犯罪等においては、障害者からの聴取を適切に行うことができるよう、障害者の特性に十分配慮すること。

九 子どもが証人として公判廷に出廷する際、証人の認知発達能力を踏まえ、不相当な尋問や困惑させる尋問を行うことは、証人に重篤な心的負担を与えるのみならず、真実発見も遠のくことを踏まえ、適切な子どもの証人尋問の実施に向けて、訴訟関係者がそうした子どもの特性に配慮する必要性の周知に努めること。あわせて、障害者が証人として公判廷に出廷する際には、障害者の特性を踏まえ、適切な証人尋問となるよう配慮すべきことを周知すること。

十 附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。

十一 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。

十二 性犯罪者の再犯等に関する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講じるよう努めること。

十三 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。また、障害者が被害者である性犯罪に関し、被害者の意思形成を考慮した要件、障害者と対人援助職の者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。

右決議する。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和五年五月三十日

参議院議長 尾辻 秀久殿

衆議院議長 細田 博之

(小字は衆議院修正)

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第三条第五号中「第七百七十六条」の下に、「第七百七十七条及び第七百七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷」及び「不同意わいせつ等致死傷並びに」に改め、同条第十四号中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第三条の二第一号中「第七百七十六条」の下に、「第七百七十七条及び第七百七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷を」「不同意わいせつ等致死傷」に改め、同条第六号中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第二編第二十二章の章名中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第七百七十六条から第七百七十八条までを次のように改める。

(不同意わいせつ)

第七百七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うする

ことが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。

三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によつて受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合)については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第一項と同様とする。

(不同意性交等)

第七百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの(以下この条及び第七百七十九条第二項において「性交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合)については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第一項と同様とする。

削除
第七百七十八条 削除

第七百七十九条第一項中「第七百七十六条」を「第七百七十六条第一項」に改め、同条第二項中「第七百七十七条」を「第七百七十七条第一項」に改める。

第七百八十条中「から前条まで」を、「第七百七十七条及び前条」に改める。

第七百八十一条の見出しを(不同意わいせつ等致死傷)に改め、同条第一項中、「第七百七十八条第一項」を削り、同条第二項中、「第七百七十八条第二項」を削る。

第七百八十三条を削り、第七百八十二条を第七百八

十三条とし、第七百八十一条の次に次の一条を加える。
(十六歳未満の者に対する面会要求等)

第七百八十二条 わいせつ等の目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいづれかの行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合)については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。

二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。

三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

2 前項の罪を犯し、よつてわいせつ等の目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいづれかの行為(第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合)については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとつてその映像を送信すること。

二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し

又は挿入される姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとってその映像を送信すること。

第二百四十一条の見出し中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改め、同条第一項中「強制性交等の罪(第七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)」を「第七十九条の罪」に、「又は強制性交等」を「又は同条」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百五十条に次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

- 一 刑法第八十一条の罪(人を負傷させたときに限る。若しくは同法第二百四十一条第一項の罪又は盗犯等の防止及び処分に關する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(同項の罪に係る部分に限る。))二十年
- 二 刑法第七十七条、第七十八條第二項若しくは第七十九條第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年
- 三 刑法第七十六条、第七十八條第一項若しくは第七十九條第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪(自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。)) 十二年

前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲

げる罪について、その被害者が犯罪行為が終つた時に十八歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終つた時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによつて完成する。

第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第二百五十七条の六第一項第一号中「から第七十九条まで若しくは第八十一条を」、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条に改め、「第二百二十七條第一項(の下に「同法」を加え、「若しくは第二百四十一条第一項を」の罪若しくは同法第二百四十一条第一項)に改める。

第二百五十条第三項第二号中、「第七十八條第二項」を削り、同項第三号中、「第七十八條第一項」を削る。

第二百九十条の二第一項第一号中「から第七十九条まで若しくは第八十一条を」、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条に改め、「第二百二十七條第一項(の下に「同法」を加え、「若しくは第二百四十一条第一項を」の罪若しくは同法第二百四十一条第一項)に改める。

第三百六条の三十三第一項第二号中「から第七十九条まで」を、「第七十七条、第七十九条に改める。

第三百二十一条の二の次に次の一条を加える。

た聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限り、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認められる場合であつて、聴取に至るまでの状況その他事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

一 次に掲げる者

イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百二十五條若しくは第二百二十六條の二第三項の罪(わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。)、同法第二百二十七條第一項(同法第二百二十五條又は第二百二十六條の二第三項の罪を犯した者を補助する目的に係る部分に限る。若しくは第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。))の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人

との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するとき又は精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告人の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十三条中「前三條」を「第二百二十一条から前条まで」に改め、同条第三号中「外特」を「ほか特に」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定並びに附則第四条第一項及び第五条の規定 公布の日
- 二 第三条中刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一條を加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十九条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第一条第四号に定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の刑法(以下「旧刑法」という。)第七百七十六条から第七百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者は、第三条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下「新刑事訴訟法」という。)第五百十七号の六第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる者とみなす。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる事件とみなす。

4 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪は、新刑事訴訟法第三百十六号の三十三第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる罪とみなす。

第三条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑法第七百七十六条、第七百七十七条及び第七百七十八条の規定の適用については、同法第七百七十六条第一項及び第七百七十八条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、同法第七百七十七条第一項中「有期拘禁刑」とあるのは「有期懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同法第七百七十六条、第七百七十七条及び第七百七十八条の規定の適用についても、同様とする。

は「有期懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同法第七百七十六条、第七百七十七条及び第七百七十八条の規定の適用についても、同様とする。

(刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日(次条第二項及び附則第十一条第二項において「施行日」という。)の前日までの間における第二条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下この項及び次条において「第二条改正後刑事訴訟法」という。)第二百五十条第三項及び第四項の規定の適用については、刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法(以下この条において「従前の例」という。)による平成二十九年改正前刑法という。第七百七十八条の二の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第二号に掲げる罪とみなし、従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項(人を負傷させたときに限る。)の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

2 新刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条若しくは第七百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第三号に掲げる罪とみなし、附則第二条第一項の規定により

なお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十七条若しくは第七百七十八条第二項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第七百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第二号に掲げる罪とみなし、従前の例による平成二十九年改正前刑法第七百七十八条の二の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

なお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十七条若しくは第七百七十八条第二項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第七百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第二号に掲げる罪とみなし、従前の例による平成二十九年改正前刑法第七百七十八条の二の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第七百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

3 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第七百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項の罪若しくは従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条の罪若しくはその未遂罪の被害者は、新刑事訴訟法第三百二十一条の三第一項の規定の適用については、同項第一号イに掲げる者とみなす。

(公訴時効に関する経過措置)

第五条 第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定は、第二条の規定の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

2 第二条改正後刑事訴訟法施行日以後においては新刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定は、刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)附則第三条第二項の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の際その公訴の時効が完成していない罪についても、適用する。

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第七条 旅館業法(昭和二十三年法律第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

第八号第一号中「又は第八十二条」を「、第八十二条又は第八十三条」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号力中「から第七百七十八条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等)」を「(不同意わいせつ)又は第七百七十七条(不同意性交等)」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九号 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪は、前条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第六号の二、別表第三及び別表第四の規定の適用については、同法別表第三第二号力に掲げる罪とみなす。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正) 正)

第十条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号イ中「から第七十九条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等)」を「(不同意わいせつ)、第七十七七条(不同意性交等)又は第七十九条(に改める)。(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六條から第七十八條までの罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二條の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十四條第一項の規定の適用については、同項第二号イに掲げる罪とみなす。

2 施行日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二條」とあるのは「罪は、前条」と、「第二十四條第一項」とあるのは「第二十三條第一項」とする。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正) 正)

第十二条 インターネット異性紹介事業を利用して

て児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「この法律」の下に、「刑法明治四十年法律第四十五号」第八十二條を加える。

第十八条第三項第一号中「この法律」の下に「刑法第八十二條」を加える。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第十三条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「から第八十條まで」を、「第七十七條、第七十九條又は第八十條」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六條から第七十八條まで又は旧刑法第八十條(旧刑法第七十六條から第七十八條までに係るものに限る)に規定する行為は、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる行為とみなす。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十五条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第七十七條」を「第七十七條第一項」に改め、同項第三号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」を「刑法第八十二條の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二條第三項(第三号に係る部分に限る)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第八十二條の罪に当たる行為については、適用しない。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、刑法第六十五條第一項、第六十六條第一項、第六十七條第一項、第六十八條の二第一項、第六十八條の三、第六十九條、第七十二條、第七十四條、第七十五條第一項及び第七十六條の改正規定中「第七十五條第一項及び第七十六條」を「第七十五條第一項」に改め、同法第七十七條の改正規定を削り、同法第八十一條、第七十七條の改正規定を削り、同法第八十一條、第八十二條、第八十四條、第八十六條並びに第八十七條第一項及び第二項の改正規定中「第八十二條」を「第八十三條」に改める。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の

一部を次のように改正する。

第一条のうち刑事訴訟法第二百一條の次に一條を加える改正規定のうち第二百一條の二及び同法第二百七十一條の次に七條を加える改正規定のうち第二百七十一條の二中「から第七十九條まで若しくは第八十一條」を「第七十九條、第七十九條、第八十一條若しくは第八十二條」に改める。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律第一條の規定による改正後の刑事訴訟法(以下この項及び次項において「改正後の刑事訴訟法」という)第二百一條の二第一項及び第二項、第二百七條の二、第二百七條の三第一項(第一号に係る部分に限る)並びに第四百二十九條第三項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百一條の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項、第二百七十一條の五第一項(第一号イに係る部分に限る)、第二百七十一條の六、第二百七十一條の八第一項及び第四項、第二百九十九條の四第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百九十九條の五第二項(第一号イに係る部分に限る)並びに第三百十二條の二第二項、同条第四項において読み替えて準用する改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の六第五項及び第二百七十一條の八第一項並びに改正後の刑事訴訟法第四百六十八條第四項の規定の適用については改正後の刑

事訴訟法第二百七十一条の第二項第一号イに掲げる事件とみなす。

2 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二條の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十二條第一項及び第四十六條第一項の規定の適用については、改正後の刑事訴訟法第二百七十一条の第二項第一号イに掲げる事件とみなす。

3 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十六條第一項」とあるのは、「第四十二條第一項」とする。

(検討等)

第二十条 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第号)の規定(以下「新刑法等」の規定という。)の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえて、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

令和五年六月十六日 参議院会議録第三十三号

2 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

(周知)
第二十一条 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

審査報告書

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
令和五年六月十五日
法務委員長 杉 久武
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによつて、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止しようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員等に対する盗撮が社会問題となつてい実情を踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位(衣服により覆われているものを含む。)を性的な意図をもつて撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、十三歳以上十六歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。

三 第四章に規定する電磁的記録の消去等が速やかに実施されるよう、検察官に対し必要な研修を行い、法曹関係者に周知すること。

四 本法第二條第一項第四号において十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、同項第二号及び第三号の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める撮影行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとつては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、十八歳以上の者が十六歳未満の者の対象性的姿態等を撮影する行為は、同項第二号で定める改正後の刑法第七十六條第一項各号に掲げる行為又は事由の「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によつて受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や、本法第二條第一項第三号の「行為の性質が性的なものではない」との誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。

五 子どもに対する撮影行為の被害がとりわけ深刻であることに鑑み、子ども、学校関係者及び保護者に対して本法の趣旨について効果的な啓発を行うこと。また、啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、本法の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した画像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。

七 性的姿態等撮影罪等の被害者が実効性のある支援を受けられるよう、警察、ワンストップ支援センター、日本司法支援センター、民間の支援団体その他の関係機関・団体相互間の連携の強化を図るなどして、相談体制や支援環境の整備に努めること。
右決議する。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年五月三十日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰(第一条―第七条)

第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収(第八条)

第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等

第一節 通則(第九条)

第二節 消去等の措置(第十条・第十一条)

第三節 消去等の手続(第十二条―第二十一条)

第四節 消去等の実施等(第二十二条―第二十五条)

第五節 不服申立て等(第二十六条―第三十条)

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

第六節 消去等に係る裁判手続の特例(第三十五条―第三十八条)

第七節 雑則(第三十九条―第四十二条)

第八節 罰則(第四十三条―第四十五条)

第一章 総則

第一条 この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによつて、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰

第一条 性的な姿態を撮影する行為等の処罰

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとつているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為
- イ 人の性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。)又は人が身につけている下着(通常衣服で覆われてお

り、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直

接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為

又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態

二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為

又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

- 1 前項の罪の未遂は、罰する。
 - 2 前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。
 - 3 前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。
- (性的影像記録提供等)
- 第三条 性的影像記録(前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同

じ。)その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部(対象性的姿態等(前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録)にあつては、性的姿態等)の影像が記録された部分に限る。)を複写したものをいう。

以下同じ。)を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(性的影像記録保管)

第四条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(性的姿態等影像送信)

第五条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 正当な理由がないのに、送信されることの情報を知らない者の対象性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。次号及び第三号において同じ。)の影像送信(電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。)をする行為
- 二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又は

その状態にあることに乗じて、人の対象性的
姿態等の影像の影像送信をする行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信
をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に
送信されないと誤信をさせ、又はそれらの
誤信をしていることに乗じて、人の対象性的
姿態等の影像の影像送信をする行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の
性的姿態等の影像(性的影像記録に係るもの
を除く。以下この号において同じ。)の影像送
信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生
まれた日より五年以上前の日に生まれた者
が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿
態等の影像の影像送信をする行為

2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前
項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信
をされた影像の影像送信をした者も、同項と同
様とする。

3 前二項の規定は、刑法第七十六条及び第百
七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

(性的姿態等影像記録)

第六条 情を知って、前条第一項各号のいずれか
に掲げる行為により影像送信をされた影像を記
録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以
下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(国外犯)

第七条 第二条から前条までの罪は、刑法第三条
の例に従う。

第三章 性的な姿態を撮影する行為により

生じた物を複写した物等の没収

第八条 次に掲げる物は、没収することができる。

令和五年六月十六日 参議院会議録第三十三号

一 第二条第一項又は第六条第一項の罪の犯罪
行為により生じた物を複写した物

二 私事性的画像記録の提供等による被害の防
止に関する法律(平成二十六年法律第二百二十
六号)第三条第一項から第三項までの罪の犯
罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用
に供した私事性的画像記録(同法第二条第一
項に規定する私事性的画像記録をいう。次条
第一項第二号及び第十号第一項第一号口にお
いて同じ。)が記録されている物若しくはこれ
を複写した物又は当該犯罪行為を組成し、若
しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画
像記録物(同法第二条第二項に規定する私事
性的画像記録物をいう。第十号第一項第一号
口において同じ。)を複写した物

2 前項の規定による没収は、犯人以外の者に属
しない物に限り、これを行うことができる。た
だし、犯人以外の者に属する物であっても、犯
罪の後にその者が情を知って保有するに至った
ものであるときは、これを没収することができる。

第四章 押収物に記録された性的な姿態の
影像に係る電磁的記録の消去等

第一節 通則

第九条 この章において「対象電磁的記録」とは、
次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる対象性的姿態等又は性的姿態等
の影像を記録した電磁的記録

イ 第二条第一項第一号から第三号までに掲
げる行為により生成された電磁的記録に係
る対象性的姿態等

ロ 第五条第一項第一号から第三号までに掲
げる行為により影像送信をされた影像を記

録する行為により生成された電磁的記録に
係る対象性的姿態等

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

ハ 第二条第四号に掲げる行為により
生成された電磁的記録に係る性的姿態等

二 第五条第一項第四号に掲げる行為により
影像送信をされた影像を記録する行為によ
り生成された電磁的記録に係る性的姿態等

二 私事性的画像記録に係る電磁的記録
三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制
及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
(平成十一年法律第五十二号)第三条の二に規
定する電磁的記録

2 この章において「撮影対象者等」とは、次の各
号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定め
る者又はその法定代理人をいう。

一 前項第一号に掲げる電磁的記録又は次条第
一項第一号イに掲げる物 第二条第一項各号
に掲げる行為の対象とされた者又は第五条第
一項各号に掲げる行為により影像送信をされ
た影像の内容である対象性的姿態等(同項第
四号に掲げる行為により影像送信された影像
の場合にあつては、性的姿態等)に係る者

二 前項第二号に掲げる電磁的記録又は次条第
一項第一号ロに掲げる物 私事性的画像記録
の提供等による被害の防止に関する法律第二
条第一項に規定する撮影対象者

三 前項第三号に掲げる電磁的記録又は次条第
一項第一号ハに掲げる物 当該電磁的記録又
は当該物に姿態を描写された児童

3 この章において「対象姿態等」とは、次に掲げ
るものをいう。

一 第二条第一項第一号から第三号までに掲げ
る行為の対象とされた対象性的姿態等、第五

条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により影像送信をされた影像の内容である対象性的姿態等、第二条第一項第四号に掲げる行為の対象とされた性的姿態等又は第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信をされた影像の内容である性的姿態等

二 私事性的画像記録の提供等による被害の防
止に関する法律第二条第一項に規定する画像
に撮影された同項各号に掲げる人の姿態

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制
及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第
二条第三項各号に掲げる児童の姿態

第二節 消去等の措置
第十条 検査官は、その保管している押収物が第
一号に掲げる物である場合において、当該押収
物が対象電磁的記録を記録したものであるとき
は、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる
措置をとることができる。

一 次に掲げる物

イ 第二条第一項各号に掲げる行為により生
じた物若しくは第五条第一項各号に掲げる
行為により影像送信をされた影像を記録す
る行為により生じた物又はこれらを複写し
た物

ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の
防止に関する法律第三条第一項から第三項
までに規定する行為を組成し、若しくは当
該行為の用に供した私事性的画像記録が記
録されている物若しくは当該行為を組成
し、若しくは当該行為の用に供した私事性
的画像記録物又はこれらを複写した物

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

ハ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する物

二 次に掲げる措置

イ 当該押収物に記録されている対象電磁的記録を全て消去すること。

ロ 当該押収物に記録されている電磁的記録が大量であることその他の事由により当該押収物に記録されている全ての電磁的記録の内容を確認することができないため、イに掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物に記録されている電磁的記録を全て消去すること。

ハ 技術的理由その他の事由により、イ及びロに掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物を廃棄すること。

2 検察官は、その保管している押収物であつて前項第一号に掲げるものが対象電磁的記録を記録したものでないときは、次節に定める手続に従い、当該押収物を廃棄することができる。

(対象電磁的記録の消去命令)

第十一条 検察官は、前条第一項に規定する場合において、同項の対象電磁的記録が刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百八条第二項又は第五百九条第二項の規定により複製されたものであつて、これらの項に規定する電気通信回線で接続している記録媒体に当該複製の対象とされた対象電磁的記録が記録されているときは、次節に定める手続に従い、これらの項の電子計算機で当該対象電磁的記録の消去をする権限を有する者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる対象電磁的記録の消

去を命ずることができる。

一 当該複製の対象とされた対象電磁的記録
二 前号に掲げる対象電磁的記録を複製した対象電磁的記録であつて、当該者によつて複製されたものであり、かつ、当該記録媒体に記録されているもの

第三節 消去等の手続

(消去等措置のための領置等)

第十二条 検察官は、その保管している押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する場合において、当該押収物について同条の規定による措置(以下「消去等措置」という。)をするときは、刑事訴訟法の規定による押収を解いた上、これを領置するものとする。この場合において、当該押収物は、同法の規定により還付することを要しない。

第十三条 刑事被告人の係属する裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならない。この場合において、当該押収物は、刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。

一 刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時まで検察官により保管されていたもの
二 刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受ける時まで検察官により保管されていたもの
三 刑事訴訟法第一百一条の規定により領置した物であつて、検察官が同法第三百十条の規定により裁判所に提出したもの
家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、

留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならない。この場合において、当該押収物は、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第十五条第二項において準用する刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。

一 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時まで検察官により保管されていたもの
二 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受ける時まで検察官により保管されていたもの

三 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第一百一条の規定により領置した物であつて、少年の保護事件の処理に関する法令の規定により検察官が家庭裁判所に送付したものであるもの

3 検察官は、第一項前段又は前項前段の規定による通知に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、裁判所は、検察官が当該押収物を領置するときは、その押収を解くものとし、検察官が当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

4 刑事被告人の係属する裁判所は、第一項各号に掲げる押収物について、終局裁判又は略式命令をする場合において、没収の言渡しをしな

一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを検察官に引き渡す旨の言渡し(略式命令の場合にあつては、検察官に引き渡す旨の裁判をしなければならない。)

5 家庭裁判所は、第二項各号に掲げる押収物について、少年法第十八条、第十九条第一項、第二十三条第二項又は第二十四条第一項の決定をする場合において、同法第二十四条の二第一項又は第二項の決定をしない場合であつて、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを検察官に引き渡す旨の決定をしなければならない。

6 第四項の言渡し又は前項の決定については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、適用しない。

7 検察官は、第四項の言渡し又は第五項の決定に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを領置することができる。この場合において、検察官は、当該押収物を領置しないときは、これを還付するものとする。

8 検察官は、第二項各号に掲げる押収物について、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、当該押収物に係る少年の保護事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。

(領置目録の作成等)

第十四条 検察官は、第十二条前段又は前条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置をしたときは、その目録を作成し、所有者、所持者若しくは保管者(同条第一項若しくは第四項

に規定する刑事被告人の係属する裁判所又は同条第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判所を除く。又はこれらの者に代わるべき者に交付しなければならない。
(対象領置物件の保管等)

第十五条 検察官は、第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定により領置した物(以下「対象領置物件」という。)のうち、運搬又は保管に不便な対象領置物件については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

2 保管上危険を生じることがある対象領置物件は、廃棄することができる。
(消去等決定)

第十六条 検察官は、消去等措置をするときは、第二十三条第五号に掲げる場合を除き、あらかじめ、とるべき措置の内容を明らかにして、その旨の決定(以下「消去等決定」という。)をしなければならぬ。
(消去等決定及び消去命令の名宛人並びに聴聞の特例等)

第十七条 消去等決定又は第十一条の規定による命令(以下「消去命令」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対してするものとする。

- 一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該電磁的記録が帰属する者
- 二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該対象領置物件の所有者その他の権利者
- 三 消去命令をする場合 第十一条に規定する

者

2 検察官は、消去等決定又は消去命令をするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第十五条第四項及び第二十二條第三項の規定の適用については、同法第十五条第四項中「(以下この項において「公示事項」という。)を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」とあるのは、を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すると、同項及び同法第二十二條第三項中「当該措置を開始した」とあるのは「掲示を始めた」とする。

4 第二項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十八条第一項に規定する当事者等は、同項に規定する資料中対象姿態等が記録された部分については謄写を求めることができる。

5 検察官は、第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定又は消去命令をすることが必要であると認めるときは、遅滞なく、消去等決定又は消去命令をするものとする。

6 検察官は、第一項第一号又は第二号に定める者が複数である場合において、これらの者の一部を知ることができないときは、これらの者に該当する旨を二週間以内に申し出るべき旨を政令で定める方法によって公告しなければならない

い。この場合において、検察官は、当該期間を経過したときにこれらの者として判明している者について第二項の規定による聴聞及び消去等決定を行えば消去等措置を実施することができる。

7 第二項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第三章第二節の規定に基づく処分又はその不作為については、第二十六条の規定による審査の申立てをすることができない。
(対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写)

第十八条 検察官は、第十条第一項第二号又は八に掲げる措置に係る消去等決定をする場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める者から、法務省令で定めるところにより、対象領置物件に記録されている電磁的記録を特定してこれを複写した他の記録媒体の交付を受けた旨の申出があり、当該電磁的記録が対象電磁的記録ではないと認めるときは、当該措置を実施する前に、当該電磁的記録を他の記録媒体に複写し、これを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付をしないことができる。

- 一 前項の申出をした者が対象電磁的記録ではない電磁的記録を複写する他の記録媒体を提出しないときその他同項の規定による交付に関する検察官の指示に従わないとき。
 - 二 技術的理由その他の事由により、複写をすることが困難であると認められるとき。
 - 三 前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき。
- 3 検察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、

その者に対し、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会を与えるものとする。

4 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、消去等決定において定めるものとする。
(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十九条 検察官は、前条第一項の申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録であるかを判断するため必要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、期間を定めて、当該申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録ではないこと裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該申出をした者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該申出に係る電磁的記録は対象電磁的記録とみなす。
(消去等決定及び消去命令の方式等)

第二十条 消去等決定及び消去命令は、書面で行わなければならない。

2 検察官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に前項の書面の謄本を送達しなければならない。

- 一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第一号に定める者
 - 二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第二号に定める者
 - 三 消去命令をした場合 第十七条第一項第三号に定める者
- 3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他第一項の書面

の謄本を送達することができないときは、検察官が当該書面の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付すべき旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもちて前項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があったものとみなす。

(権利者を知ることができない場合の公告)

第二十一条 検察官は、第十七条第一項第一号又は第二号に定める者を知ることができないため、消去等決定をすることができないときは、その旨及び六月が経過してもこれらの者が判明しないときは消去等措置を実施することを政令で定める方法によつて公告しなければならぬ。

第四節 消去等の実施等

(消去等措置の実施)

第二十二条 消去等措置は、検察官が実施しなければならぬ。
第二十三条 消去等措置は、次の各号のいずれかに掲げる場合でなければ、実施することができない。

一 当該消去等措置に係る消去等決定について第二十六条の規定による審査の申立てがなくて同条第一項第一号に係る部分に限る。に規定する審査の申立てをすることができる期間を経過したとき。

二 当該消去等措置に係る消去等決定の取消しの訴え及び当該消去等決定に係る第二十九条第一項第一号から第三号までに定める裁決の取消しの訴えの提起がなくてこれらの取消し

の訴えを提起することができる期間を経過したとき。

三 前号に規定する取消しの訴えに係る請求を棄却する判決が確定したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、当該消去等措置に係る消去等決定をした後、当該消去等措置の対象とすべき対象電磁的記録が帰属する者又は対象領置物件の所有者その他の権利者が、消去等措置を実施することに同意したとき。

五 第十七条第一項第一号又は第二号に定める者が判明することなく第二十一条の規定による公告をした日から六月が経過したとき。

(対象領置物件の還付等)

第二十四条 検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象領置物件を還付しなければならぬ。

一 第十七条第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定をする必要がないと認めたととき。

二 消去等措置(第十条第一項第二号イ及びロに掲げる措置に限る。)の実施を終えたとき。

三 第二十九条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により消去等決定の全部を取り消す旨の裁決がされた場合であつて、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき。

四 消去等決定の取消しの訴え又は消去等決定に係る第二十九条第一項第二号に定める裁決の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、検察官が、対象領置物件について、留置の必要がないと認めたととき。

2 検察官は、対象領置物件の還付を受けるべき者の住所若しくは居所が分からないため、又はその他の事由により、これを還付することができない場合には、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3 前項の規定による公告に係る対象領置物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、検察官は、これを廃棄することができる。

4 検察官は、第十七条第二項の規定による聴聞を行った者以外の者に対象領置物件を還付すべきことが明らかでない場合には、これをその者に還付しなければならない。

5 前項の規定は、民事訴訟の手續に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

(対象領置物件等の引取りをしない場合の廃棄)
第二十五条 検察官は、対象領置物件又は第十八条第一項の規定による複写をした他の記録媒体について、その引取りを求めた日から起算して六月を経過する日までに、その還付又は交付を受けるべき者がその引取りをしないときは、これを廃棄することができる。

第五節 不服申立て等

(検察庁の長に対する審査の申立て)

第二十六条 次の各号に掲げる処分その他の行為(以下「処分等」という。)に不服がある者は、当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長(当該検察官が区検察庁の検察官である場合に

ついては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正。以下同じ。)に対し、審査の申立てをすることができる。

一 消去等決定又は消去命令 第二十条第一項の書面の謄本の送達があつた日の翌日

二 第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置 法務省令で定める日

三 前二号に掲げるもののほか、この章の規定に基づく手續に係る検察官の行為であつて法務省令で定めるもの 法務省令で定める日

2 天災その他前項の期間内に審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内限り、審査の申立てをすることができる。

3 検察官が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申立てをすることができる期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査の申立てがされたときは、その審査の申立ては、法定の期間内にされたものとみなす。

(審査申立書の提出)

第二十七条 前条の規定による審査の申立ては、法務省令で定めるところにより、審査申立書を提出してしなければならない。

2 前項の審査申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査の申立てに係る処分等の内容
- 二 審査の申立ての趣旨及び理由
- 三 その他法務省令で定める事項

(審理の方式)

第二十八条 審査の申立ての審理は、書面による。

(裁決)

第二十九条 検察庁の長は、第二十六条の規定による審査の申立てについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める裁決をしなければならない。

- 一 当該審査の申立てが第二十六条第一項に規定する審査の申立てをすることができる期間が経過した後になされたものである場合その他不適法である場合 当該審査の申立てを却下する裁決
- 二 当該審査の申立てに理由がない場合 当該審査の申立てを棄却する裁決
- 三 当該審査の申立てに係る処分等が事実上の行為以外のものである場合において、当該審査の申立てに理由があるとき 当該審査の申立てに係る処分等の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決
- 四 当該審査の申立てに係る処分等が検察官の行った事実上の行為である場合において、当該審査の申立てに理由があるとき 当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為をした検察官に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、又は変更すべき旨を命ずる裁決

(当該事実上の行為が検察庁の長のしたものである場合にあつては、当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、又は変更する裁決)

2 前項第三号又は第四号に定める裁決においては、検察庁の長は、審査申立人の不利益に当該処分等を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれを変更することはできない。

(裁決の方式等)

第三十条 前条第一項各号に定める裁決は、書面で行なければならない。

2 検察庁の長は、審査申立人に裁決書の謄本を送達しなければならない。

3 第二十条第三項の規定は、前項の規定による送達について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず」とあるのは「第三十条第二項の規定にかかわらず」と、

「第一項の書面」とあり、及び「当該書面」とあるのは「裁決書」と、「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、「前項の規定による」とあるのは「同項の規定による」と読み替えるものとする。

(行政不服審査法の準用)

第三十一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十条から第十五条まで、第十八条第三項、第二十一条、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第二項及び第三項、第三十二条から第三十六条まで、第三十八條第一項から第五項まで、第三十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項並びに第五十三条の規定は、第二十六条の規定による審査の申立てについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項の規定による審査の申立てがされた検察庁の長(以下「審査庁」という。)
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条第二項及び第三項、第三十二条第三項、第三十三条から第三十六条まで、第三十八條第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十九条	審理員	審査庁
第十四条	第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書	審査申立書
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	審査申立書
第二十一条第一項	前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項に規定する期間
第二十一条第二項	審査請求書を提出し、又は処分等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述する	審査申立書を提出する
第二十一条第二項	審査請求書又は審査請求録取書(前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九条第一項及び第五十五条において同じ。)	審査申立書

第二十一条第三項	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査申立書を提出した
第二十二条第一項	審査請求書を処分庁又は審査庁	審査申立書を審査庁
第二十二条第五項	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	審査申立書
第二十三条(見出しを含む。)	審査請求書	審査申立書
第二十三条	第十九条	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十七条
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁
第二十五条第七項	あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出された	あつた
第三十条第二項	第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下	以下
第三十条第三項	審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人	参加人
第三十八条第一項	これを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ	これを審査申立人に
第三十八条第一項	参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間	参加人は

第五十一条第四項	参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)	参加人
----------	---------------------------	-----

2 前項において読み替えて準用する行政不服審査法(以下この項において「準用行政不服審査法」という。)第三十八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるものについて交付を求めることができる。

一 審査申立人又は参加人(次号に掲げる者を除く。)

準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等が記載された部分又は同項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分

二 撮影対象者等である参加人

準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等(当該参加人(当該参加人が第九条第二項各号に定める者の法定代理人である場合にあつては、当該同項各号に定める者)のものを除く。以下この号において同じ。)が記載された部分又は準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分

(訴訟との関係)

第三十三条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(訴訟の特例)

第三十四条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え及び当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

2 前項に規定する取消しの訴えは、第三十条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

第六節 消去等に係る裁判手続の特例

(撮影対象者等の住所、氏名等の秘匿等)

第三十五条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があつた場合において、当該処分等の対象

第三十二条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等については、審査請求をすることができない。

第三十二条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等については、審査請求をすることができない。

である対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所(以下この項において「住所等」という。)の全部又は一部が明らかにされることによつて当該撮影対象者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。撮影対象者等の氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項についても、同様とする。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第三百三十三條第二項の規定は前項の申立てをする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てがあつた場合について、同条第五項の規定は前項の決定をする場合について、同法第三百三十三條の二及び第三百三十三條の四の規定は同項の決定があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

読み替へる民事訴訟法の規定	読み替へられる字句	読み替へる字句
第三百三十三條第二項	前項	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第三十五條第一項
第三百三十三條第三項	当該申立てに係る秘匿対象者	被告及び当該申立てに係る撮影対象者等
第三百三十三條第五項	この章において「秘匿決定」	「秘匿決定」
第三百三十三條の二第一項、第二項及び第三項	反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分 当該秘匿決定に係る秘匿対象者	参加、強制執行、仮差押え及び執行停止 被告及び当該秘匿決定に係る撮影対象者等

第三百三十三條の二第二項	申立て	被告の申立て
第三百三十三條の四第一項	秘匿決定、第三百三十三條の二第二項の決定又は前条第一項	被告並びに秘匿決定及び第三百三十三條の二第二項
第三百三十三條の四第二項	秘匿決定等に係る者以外の当事者	原告
第三百三十三條の四第四項	若しくは第二項又は前条第一項 次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者	又は第二項 被告
第三百三十三條の四第七項	当事者	原告

(対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限)

第三十六條 第二十六條第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九條第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があつた場合において、対象領置物件若しくは対象領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録若しくは対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体について証拠の申出があつたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟記録等(民事訴訟法第三百三十三條第三項に規定する訴訟記録等をいう。以下この項及び第三項において同じ。)中当該対象領置物件若しくは当該対象領置物件を複写した記録媒体又は当該対象電磁的記録若しくは当該対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体に係る部分であつて対象姿態等が記録された部分(第三項において「対象姿態等該部分」という。)について、訴訟記録等の閲覧の請求をすることができる者(原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等)以外の者は、対象姿態等該部分に係る訴訟記録等の閲覧の請求をすることができない。被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者による対象姿態等該部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求(閲覧の請求を除く。)についても同様とする。

2 前項の決定は、疎明に基づいてする。

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者は、対象姿態等該部分に係る訴訟記録等の閲覧の請求をすることができない。被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者による対象姿態等該部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求(閲覧の請求を除く。)についても同様とする。

4 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
(取消訴訟以外の国を被告とする訴訟についての準用)

第三十七条 前二条の規定は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九條第一項各号に定める裁判に関する国を被告とする訴訟行政事件訴訟法昭和三十三年法律第三十九号第九條第一項に規定する取消訴訟を除く。について準用する。この場合において、第三十五條第二項の表のうち第三百三十三條第五項の項の下欄中「仮差押え」とあるのは、「仮差押え、仮処分」と読み替えるものとする。
(最高裁判所規則への委任)

第三十八條 この節に定めるもののほか、前三條の規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第七節 雑則
(管轄区域外における職務)

第三十九條 検察官及び検察事務官は、この節の規定による調査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。
(調査等)

第四十條 検察官は、第二十六條第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九條第一項各号に定める裁判をするため必要があると認めるときは、次に掲げる調査をすることができる。

一 第十七條第一項各号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めらるることを。

二 対象領置物件の錠を外し、封を開き、対象電磁的記録を確認し、その他必要な処分をすることができる。

三 対象領置物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託すること。

2 検察官は、消去命令に従つて対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、第十七條第一項第三号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めらるることを。

3 検察官は、検察事務官に前二項の規定による調査をさせることができる。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第一項及び第二項の規定は、対象領置物件又は対象電磁的記録について、刑事事件又は少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行うことを妨げない。
(法務省令への委任)

第四十二條 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するための手続その他必要な事項は、法務省令で定める。

第八節 罰則
第四十三條 消去命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八條第一項の申出をするに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二 第四十條第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書その他の物件を提出したとき。

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三條から第六條までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(刑法の一部改正に伴う経過措置)
第二條 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条及び次條において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第二條から第六條までの規定の適用については、これらの規定(第二條第二項及び第三項、第五條第二項及び第三項並びに第六條第二項を除く。)中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

第三條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日(附則第六條において「一部施行日」という。)から刑法施行日の前日までの間における第四十三條の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。
(押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する経過措置)

第四條 第四章の規定は、当該規定の施行の際現に検察官が保管している押収物についても適用する。
(聴聞の特例に関する経過措置)

第五條 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(以下この間には、第十七條第三項の規定は、適用しない。
(消去等に係る裁判手続の特例に関する経過措置)

第六條 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日(次項において「民事訴訟法施行日」という。)の前日までの間における第三十五條第二項の規定の適用については、同項の表のうち第三百三十三條の二第二項の項中「申立てにより」と、第三百三十三條の四第一項の項及び第三百三十三條の四第二項の項中「前條第一項」とあるのは、「前條」とする。

2 一部施行日から民事訴訟法施行日の前日までの間における第三十六條第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「又は対象電磁的記録若しくは」とあるのは、又ははと、「第三百三十三條第三項に規定する訴訟記録等」と

う。から刑法施行日の前日までの間における第四十三條の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

第三條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日(附則第六條において「一部施行日」という。)

から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三條から第六條までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(刑法の一部改正に伴う経過措置)
第二條 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条及び次條において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第二條から第六條までの規定の適用については、これらの規定(第二條第二項及び第三項、第五條第二項及び第三項並びに第六條第二項を除く。)中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

第三條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日(附則第六條において「一部施行日」という。)

から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三條から第六條までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

あるのは「第百三十三条の二第二項に規定する訴訟記録等」と、「又は当該対象電磁的記録若しくは」とあるのは「又は」と、「係る部分であつて対象姿態等が記録された」とあるのは「記録された対象姿態等に係る」と、「訴訟記録等の閲覧等(同法第百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。)」の請求のうち閲覧の請求以外」とあるのは「訴訟記録等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第三項中「訴訟記録等の閲覧等の請求(閲覧の請求を除く。)」とあるのは「訴訟記録等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求」とする。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)
第七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二号中「ヲを力とし、ヘからヲまでをトからワまでとし、ホの次に次のように加える。」

ハ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二条から第六条までの罪
第三十条第一項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十及び第三十一条の二十二第二項第二号中「ハまで、チ、リ、ル若しくはヲ」を「トまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワ」に改める。
第三十五条及び第三十五条の二中「罪又は」を

「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。
(刑事訴訟法の一部改正)
第八条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。
第百五十七條の六第一項第二号中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二条から第六条までの罪」を加える。

「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二条から第六条までの罪」を加える。
第二百九十条の二第一項第二号中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。
(旅館業法の一部改正)
第九条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。
第八条に次の一号を加える。

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二章に規定する罪
第十条 少年法の一部を次のように改正する。
第二十四条の二第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その物を取得した」を「第一項の物を取得し、又は前項の物を保有するに至つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。
一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第百二十六号)第三条第一項から第三項までの規定に触れる行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録(同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。)が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録(同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録をいう。)を複写した物
二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二条第一項又は第六条第一項の規定に触れる行為により生じた物を複写した物
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
別表に次の一号を加える。
六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二章に規定する罪(その被害者に児童が含まれるものに限る。)(第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。)を加える。
第十四条第一項中「第八条第二号に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。
第十八条第三項第一号中「この法律、刑法第

和五年法律第 号)第二章に規定する罪(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
別表第三に次の一号を加える。
九十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第三条第二項(不特定又は多数の者に対する性的影像記録提供等)又は第五条第一項若しくは第二項(性的姿態等影像送信)の罪
(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)
第十三条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第八条第二号中「罪」の下に「若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二章に規定する罪(その被害者に児童が含まれるものに限る。)(第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。)」を加える。
第十四条第一項中「第八条第二号に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。
第十八条第三項第一号中「この法律、刑法第

たに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。
一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第百二十六号)第三条第一項から第三項までの規定に触れる行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録(同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。)が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録(同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録をいう。)を複写した物
二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二条第一項又は第六条第一項の規定に触れる行為により生じた物を複写した物
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
別表に次の一号を加える。
六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二章に規定する罪(その被害者に児童が含まれるものに限る。)(第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。)を加える。
第十四条第一項中「第八条第二号に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。
第十八条第三項第一号中「この法律、刑法第

たに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。
一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第百二十六号)第三条第一項から第三項までの規定に触れる行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録(同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。)が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録(同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録をいう。)を複写した物
二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二条第一項又は第六条第一項の規定に触れる行為により生じた物を複写した物
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
別表に次の一号を加える。
六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二章に規定する罪(その被害者に児童が含まれるものに限る。)(第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。)を加える。
第十四条第一項中「第八条第二号に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。
第十八条第三項第一号中「この法律、刑法第

和五年六月十六日 参議院会議録第三十三号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

令和五年六月十六日 参議院会議録第三十三号

百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を「この法律に規定する罪等」に改める。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第 号)第二条から第六条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)」を加える。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に当たる行為については、適用しない。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

第一条のうち刑事訴訟法第二百一条の次に一条を加える改正規定のうち第二百一条の二第一項第一号口及び同法第二百七十一条の次に七条を加える改正規定のうち第二百七十一条の二第一項第一号口中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

(刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定のうち第三百二十一条の三第一項第一号口中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

発行所 東京港区虎ノ門二丁目
二番五号 独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 本号一部
(配本送) 1100円
料別

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可